

プロフェッショナルダンス教師資格5級認定試験運用細則

令和6年3月1日資格審議委員会規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 この細則は、ボールルームダンス指導者資格認定規定の第17条に基づき、プロフェッショナルダンス教師資格5級の認定試験に関する必要な事項を定める。

(受験資格)

第2条 認定規定第5条により18歳以上で以下の条件を満たしたものとする。

- (1) プロフェッショナルダンス教師資格に認定された者の下で3年以上ダンスの技術を習得した者又は、1年以上ダンス教授の補助を行った者。
- (2) ダンス教授経験が前項に準ずると資格審議委員会が認めた者。

第2章 集合講習

(講習管理責任者)

第3条 集合講習に、講習管理責任者を置く。

- 2 講習管理責任者は、試験本部に届け出る。
- 3 講習管理責任者は、集合講習が実施される都道府県で2級以上の試験審査員名簿に登載された者がこれにあたる。

(受講者の確認等)

第4条 講習会場には、出席簿を完備し、本人であることを確認してから入場を許可する。

- 2 講習の開始時間に遅れた者は、受講出来ない。

(部外者の立ち入り)

第5条 受講者及び講習施行関係者以外の者の立ち入りは、講習管理責任者の許可を得なければならない。

(集合講習の講師)

第6条 集合講習の講師は、試験が施行される機関の2級以上の試験審査員の中から選出し、試験本部が承認した者が行う。

- 2 一般常識及び自主規制などの講習の講師は、それぞれの専門的な学識を有する者に委嘱することができる。

(集合講習の講師)

第7条 集合講習は認定試験の2週間前までに終了しなければならない。

(追試験)

第8条 追試験者が講習を望むときの講習料は20,000円とする。

第3章 個人指導

(個人指導者)

第9条 個人指導者は、本法人に登録されているプロフェッショナルダンス教師資格(以下、「プロ教師資格」という)4級以上の資格を有する者。

(個人指導の終了)

第10条 個人指導は、すべて試験前日までに完了していなければならない。

(個人指導の有効期限)

第11条 個人指導は、試験日の2年以内の指導に限り有効とする。

第4章 試験及び試験期日

(認定試験の試験日)

第12条 試験日は、原則、毎年4月1回とし、試験本部の許可を得て、10月に追加開催が出来る。

(受付)

第13条 試験の受付事務は、遅くとも午前9時に開始し、筆記試験は全国一斉に午前9時30分より実施する。ただし、特別な事情があるときは、あらかじめ試験本部の承認を得なければならない。

- 2 受付にあたっては、受験者が講習を受けた本人であることを確認し、集合講習及び個人指導のすべてを修了したことを証明する受講印を確認、受験番号と同数の背番号を受験者に交付する。

(本部役員の指示)

第14条 認定試験を施行する関係役員は、本部より派遣された役員の指示に従わなければならない。

(本部役員の代行)

第15条 本部役員が、止むを得ない事情により試験開始時刻に遅れた時は、ブロック試験管理責任者又は試験本部が認めたこれに代わる者がその職務を代行する。

(試験審査員の公表)

第16条 試験を担当する試験審査員は、試験当日までは公表してはならない。
また、試験審査員に指名された者は、受験者その他の者に試験審査員であることを知らせてはならない。

(受験者との接触)

第17条 試験審査員は、試験会場において受験者と個人的に接触するなど、疑惑を持たれることがないように心がけなければならない。

(試験審査員)

第18条 試験審査員は、2級以上の試験審査員登録名簿の中から試験施行ブロックが選出し、試験本部の承認を得なければならない。

(審査員の変更)

第19条 試験当日の試験審査員の変更は、原則として認めないものとする。ただし、急病その他止むを得ない事情があるときは、本部役員又は、試験本部の承認を得て、試験審査員2級以上の資格を持つ登録者名簿の中から指名し、これに代えることができる。

(補助員)

第20条 補助員は、原則として本法人の正会員又は登録会員の中から選任し、試験本部にあらかじめ報告する。
2 補助員の数は受験者数が1名から16名の場合は2名以内、17名から32名の場合は3名以内、33名以上の場合は4名以内とする。

(補助員の業務)

第21条 補助員は、受付業務、筆記試験においては、試験問題及びマークシートの配布、回収、時間管理、実技試験においては、受験者の入退場、音楽係等の職務を行う。

(試験の順序)

第22条 試験は、筆記試験、実技試験のカップル・ダンス、ソロ・デモンストレーションの順に行う。

第5章 実技試験

(採点のローテーション)

第23条 実技試験の審査を複数班で行うときは、採点の公正を図るためローテーション方式を採用しなければならない。

(採点表の回覧の禁止)

第24条 採点表は、試験審査員の間で回覧してはならない。

- 2 当該の試験管理責任者は、2ヒート毎に採点表を回収し採点の誤り等を確認しなければならない。

(実技の採点方法)

第25条 実技試験の採点は、100点を満点とし、各試験審査員の採点の平均が70点以上を合格とする。ただし、3種目以上が70点に満たないときは不合格とする。

- 2 採点は、1点刻みとする。

(採点用紙の送付)

第26条 試験管理責任者のもとに集められた採点用紙は、封筒に入れ、試験管理責任者及び本部役員の封印を受けて、すみやかに試験本部に送付しなければならない。

(パートナーの確認)

第27条 試験管理責任者は、カップル・ダンスのパートナーが申請された本人であること(現会員の正会員又は登録会員又は当該試験当日における受験者同士)を確認しなければならない。

(カップル・ダンス)

第28条 呼び出された受験者は、踊る前に試験審査員に後ろを向いて背番号を確認させなければならない。

- 2 踊る音楽の長さは、各曲とも約1分とする。
- 3 使用フィガーは、ISTDボールルームダンステクニク及びラテンアメリカン教本に記載されたものだけとする。

(ソロ・デモンストレーションの出題方法)

第29条 ソロ・デモンストレーションは、「プロフェッショナルダンス教師資格試験用アマルガメーション」に定められた中から、各種目についてそれぞれ指定された男女何れか踊るものとする。

(ソロ・デモンストレーションの演技方法)

第30条 認定試験用CDの声に合わせて踊り、始めに予備歩を使ってはならない。また、終わりは、その姿勢を2～3秒間保たなければならない。

(使用シューズ)

第31条 女性の受験者はソロ・デモンストレーションに限り、ヒールの低いダンスシューズを着用することができる。

第6章 筆記試験

(問題及び答案用紙の保管等)

- 第32条 筆記試験の問題及び答案用紙は、試験本部より当該試験日の7日前までに、試験管理責任者に送付する。
- 2 試験管理責任者は、前項の日までに問題及び答案用紙が届かない時は、すみやかに試験本部に連絡しなければならない。
 - 3 試験管理責任者は、試験当日まで送付を受けた問題及び答案用紙を厳重に保管し、試験当日まで開封してはならない。

(筆記試験の解答時間)

- 第33条 筆記試験の解答時間は、90分とする。
- 2 時間内に解答を終了した者は、試験開始30分を経過したのち、退出することができる。

(筆記試験の着席)

- 第34条 筆記試験の着席場所は、あらかじめ机に番号を付するなどして不正が行われないように配慮しなければならない。

(試験問題の開封)

- 第35条 試験管理責任者は、受験者全員が着席した後、試験問題及び答案用紙を裏返して配布し、筆記試験に関する注意事項を説明し、その後、受験番号と氏名を記入させた後、時間を確認して一斉に試験を開始する。

第7章 試験問題の作成

(試験問題の作成)

- 第36条 試験問題の作成は、試験本部がこれを行う。

(試験問題作成の手順)

- 第37条 試験問題は、原則として、認定講習において使用されるテキスト及びその講習内容の中から出題する。
- 2 試験本部は、問題の作成にあたっては、専門家の意見を聴くなどして適正な問題を作成するよう努める。

(試験本部員の義務等)

- 第38条 試験本部員は、試験問題の作成にあたり知り得た事項を他に漏らしてはならない。

第8章 試験の採点

(試験の採点)

第39条 試験の採点は、試験本部が行う。

(採点の手順)

第40条 試験本部は、試験管理責任者から実技試験の採点結果及び筆記試験の解答用紙の送付を受けた後、すみやかに採点を行い、資格審議委員長に報告しなければならない。

- 2 採点にあたっては、2名以上の試験本部員の立会いにより確認し採点する。

第9章 合否の決定等

(合否の決定)

第41条 合否の決定は、試験本部が行う。

(合否の通知)

第42条 試験本部が前条の合否を決定したときは、すみやかにその旨を当該の試験管理責任者及び受験者本人に通知する。

- 2 試験管理責任者が前項の通知を受けたときは、すみやかにその旨を各地区の試験管理責任者に通知する。

第10章 資格の認定

(資格の認定)

第43条 資格の認定を受けようとする者は、この規定に基づく講習を受け、試験に合格し、1年以内に本法人に入会申請をしなければならない。

附 則

1. この細則は、平成30年4月1日から施行する。
2. 令和3年3月24日18条2項の補助員の人数を加筆訂正し、令和3年度から施行する。
3. 令和4年11月16日第10条改定。第12章第47条追加。
4. この細則は、令和6年3月1日から施行する。
5. この細則に定められていないものはボールルームダンス指導者資格認定規定に準ずる。